石綿健康被害救済制度について

1 制度の概要

石綿健康被害救済制度は、石綿<アスベスト>による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。 この制度の対象となる病気(指定疾病)は、アスベストによる 中皮腫(がんの1種) 肺がんです。

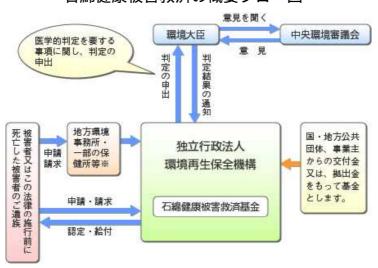
現在これらの病気にかかっている方、制度が始まる前(平成18年3月27日より前)にこれらの病気で亡くなられた方のご遺族が認定の申請や給付の請求をすることができます。ただし、指定疾病にかかり、法律の施行後、認定申請を行わないで亡くなった場合には救済給付を受けることができなくなります。

2 救済給付の種類

種類	給付請求者	給付額
医療費	本人が請求	自己負担分
療養手当	本人が請求	103,000円/月
葬祭料	葬祭を行う方が請求	199,000円
特別遺族弔慰金	生計が同一であったご遺族が請求	2,800,000円
特別葬祭料	生計が同一であったご遺族が請求	199,000円
救済給付調整金	生計が同一であったご遺族が請求	

3 申請窓口

- ·独立行政法人 環境再生保全機構
- ·環境省 地方環境事務所
- ・県内各保健所 本県では制度開始と同時に、各保健所で対応しています。



石綿健康被害救済の概要フロー図

< 労災関係 >

- ・職業上、アスベストにさらされる労働者又は特別加入者でアスベストによる健康被害が生じた場合で、それが業務上のものと認められると、労災保険から給付を受けることができます。
- ・また労働者又は特別加入者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」が支給されます。
- ・これらの給付については、最寄りの労働基準監督署で請求手続きを行うことになり ます。